

琉球国王より爪哇国あて、楊布勃也等を遣わして速やかな交易を請う咨（一四四〇、一〇、一六）

琉球国王、見^{げん}に礼儀の事の為にす。

宣^①徳五年（一四三〇）より始^{はじめ}初^めて敬^{けい}んで礼物を備え、遣使して貴^②国に通達して王殿下に奉獻し、又、正^③統三年（一四三八）に至りて再た遣使、礼献を行うこと二次なり。以後能く海道の便^{そん}を諳^{そん}ずるもの少なきが為に、毎^④年常に懐いて忘れず、甚だ厚意もて前後して礼賂を回惠し、及び来使の人船を憐恤し買売して安全に回国せしむるに感ずるも、事は照らすに間^⑤阻^そすること多年にして未だ曾て礼謝せず。

理として合に今、正使楊布勃也等を遣わして海船一隻に坐駕し、咨文一道を齎捧し、並びに礼物を齎して王殿下に奉獻せしめて以て遠意を表すべし。万望むらくは笑留せよ。念^{おも}うに四海一家と為し、永く往来し和好するを盟^{ちか}い、更に煩^{わづ}わくは遠方より差来する人船を寛憐し、所載の磁器等の貨は早^{すみ}やかに買売し回国せしめんことを。今、礼物を將て開坐す。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開^{いま}す

青紵糸一匹 閃色段二匹

緑段四匹 腰刀十把

扇二十把 小青碗二千個

小青盤四百個

右、爪哇国に咨す

正統五年（一四四〇）十月十六日

咨

注*本文書を持参して爪哇を訪れた楊布勃也等が、回惠の礼物を受け帰国したことは〔四〇二八〕を参照。

（1）宣徳五年より始^{はじめ}初^めて 琉球から爪哇国へのはじめての船は〔四〇〇九〕を参照。

（2）貴 この下に平此の二字がある。原文中の三カ所の平此は平抬（改行）の位置を示すための覚書きが本文に混入したものとと思われる。以下注（4）（5）も同じ。

（3）正統三年…遣使 〔四〇二三〕参照。

（4）毎 注（2）参照。

（5）阻 注（2）参照。

琉球国中山王より爪哇国あて、阿普斯古等を遣わして速やかな交易を請う咨（一四四一、四、一九）

琉球国中山王、見^{げん}に礼儀の事の為にす。